

小郡市地域福祉計画（案）
（パブリックコメント用）

平成 27 年 1 月 19 日

小 郡 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の策定体制と方法	7
第2章 小都市の概況	8
第1節 人口・世帯の状況	9
1 年齢人口構成の推移	9
2 年齢3区分別人口構成の推移	10
3 世帯構成の推移	11
第2節 高齢者・子ども・障害のある人などの状況	13
1 要介護（支援）認定者数の状況	13
2 就園・就学の状況	14
3 障害者手帳所持者の状況	15
4 生活保護世帯の状況	16
第3節 社会資源の状況	17
1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況	17
2 民生委員・児童委員やボランティア団体などの状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
第1節 基本理念	22
第2節 基本目標	23
第3節 取り組みの体系	24
第4章 取り組みと役割分担	25
第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	27
1 情報提供の充実	27
（1）福祉サービス情報をわかりやすく伝える	27
（2）情報の交換や共有をすすめる	29
2 相談支援の充実	31
（1）相談機能を強化する	31
（2）身近で気軽な相談支援をすすめる	33
第2節 安心安全な福祉とくらしを支える基盤づくり	35
1 地域での福祉サービスの充実	35

(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る	35
(2) 地域の人材や資源を活用する	38
(3) 身近な助け合いをすすめる	41
2 いのちを守る支援の充実	43
(1) 虐待防止のための支援を強化する	43
(2) 行方不明事故防止のための取り組みをすすめる	46
(3) 災害時の避難に備える	48
第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり	50
1 学ぶ機会の充実	50
(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る	50
(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る	51
2 地域での参加機会の充実	53
(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る	53
(2) ボランティア活動の活性化を図る	55
(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す	58
第4節 重点的な取り組み	60
第5章 計画の推進にむけて	63
第1節 協働による計画の推進	64
1 市民の役割	64
2 福祉や介護のサービス事業者の役割	64
3 社会福祉協議会の役割	64
4 行政の役割	65
第2節 行政による計画の推進	65
第3節 計画の進行管理	65

第1章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

■計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速にすすんでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。市民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

小郡市においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近なできごととして認識されるようになりました。

■「地域福祉」とは（社会福祉事業法から社会福祉法へ）

「地域福祉」とは、地域でともにくらす人々が、障害の有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、市民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

法律においても、平成 12 年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として市民同士の互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第 4 条に明記されました。

社会福祉法（抜粋）

第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されました。

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されました。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されました。

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域での支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進していくことを目的として策定しています。

■「小郡市地域福祉計画」のイメージ

「小郡市地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示しています。このような地域福祉活動は、市民の理解と協力を求めながらすすめるもので、市民の主体的な参画が期待されます。行政機関などは、それらの地域福祉活動を支援していきます。

具体的には、市民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関などがどのような支援を行っていくのか、などについて描いています。このことは、「自助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

■「自助」「共助」「公助」および「互助」の役割

地域福祉活動をすすめるにあたっては、公的サービスが整備されるだけでなく、市民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ますます高まっています。

市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉活動をすすめていきます。

さらに、福祉に関する支援を必要としている人に対して、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、となり近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係のなかでの支え合い・助け合い（互助）の力が欠かせません。

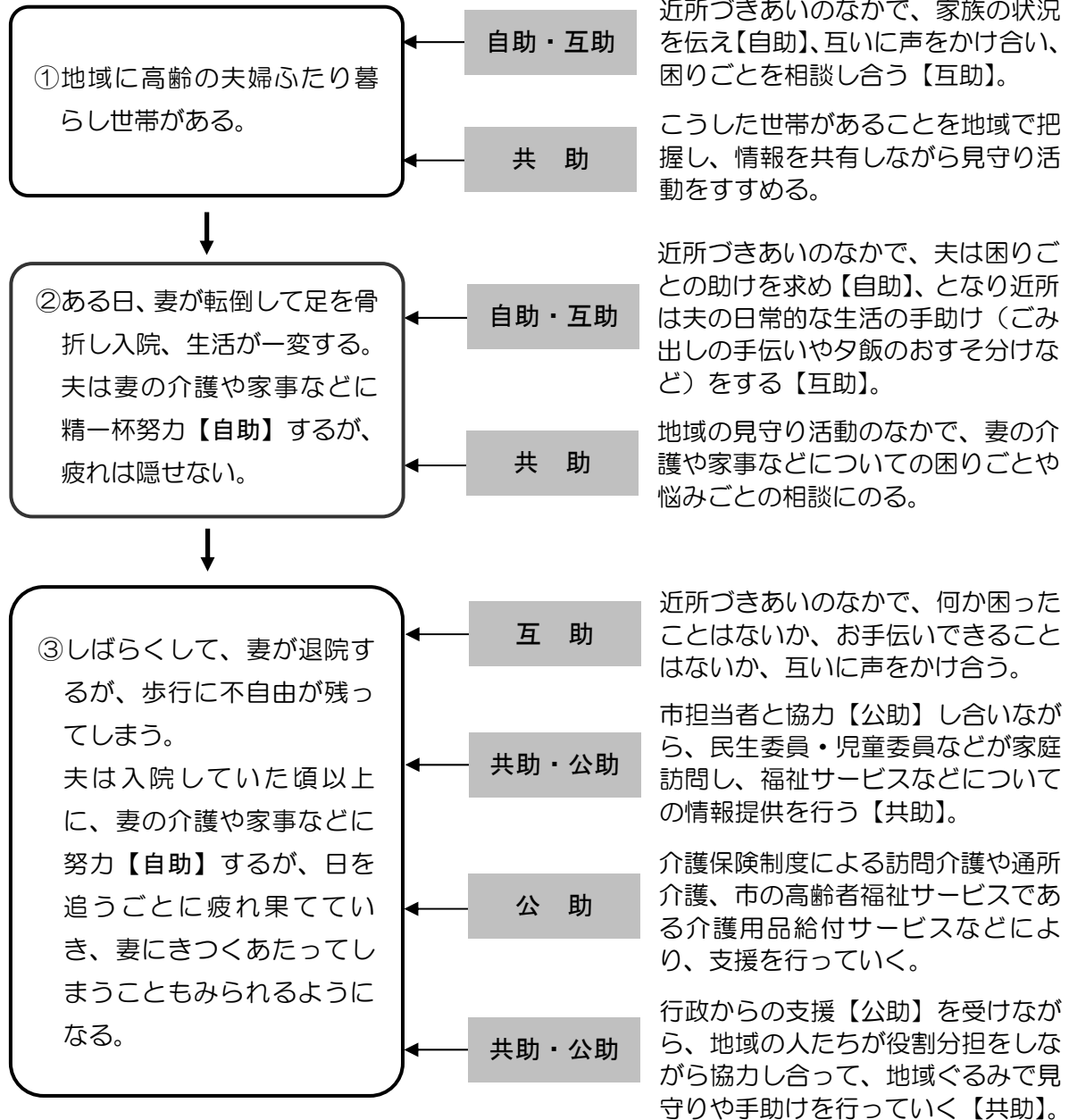
<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

じじょ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い （最も身近な個人や家族が解決にあたる）
きょうじょ 共助	ごじょ 互助 身近な人間関係のなかでの自発的な支え合い・助け合い （近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支え合い、助け合う） 地域でくらす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政などが協働しながら、組織的に協力し合う支え合い・助け合い （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）
こうじょ 公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え （行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

＜「自助・互助・共助・公助」による対応のイメージ＞

自助のみによる対応例

自助・互助・共助・公助による対応例



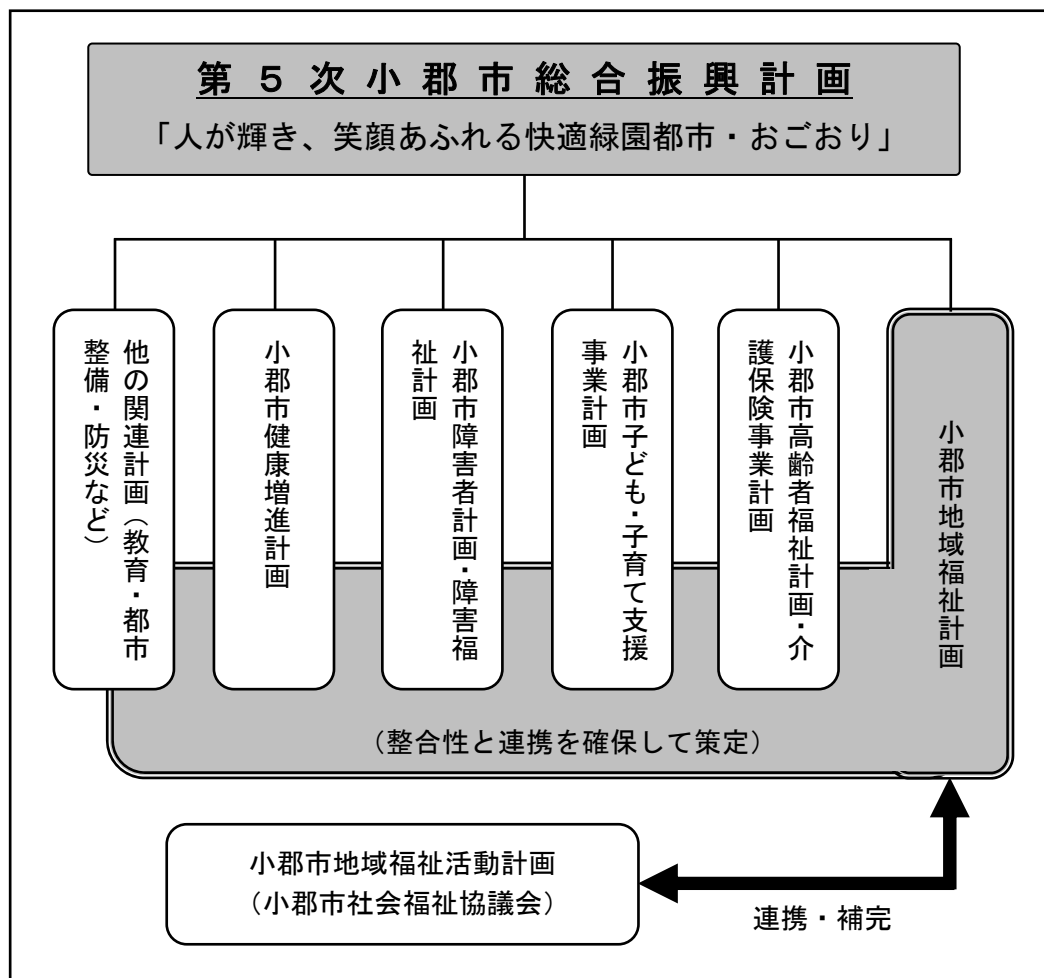
第2節 計画の位置づけ

「小郡市地域福祉計画」は、第5次小郡市総合振興計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。また、「小郡市地域福祉計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての市民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

なお、下の図中の地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定するものです。小郡市地域福祉計画と連携し、社会福祉協議会を中心に民間ですすめる地域福祉活動についての具体的な事業や取り組みを示す計画となります。

今後、市地域福祉計画と連携し、補完しながら策定していきます。

<小郡市地域福祉計画の位置づけ>

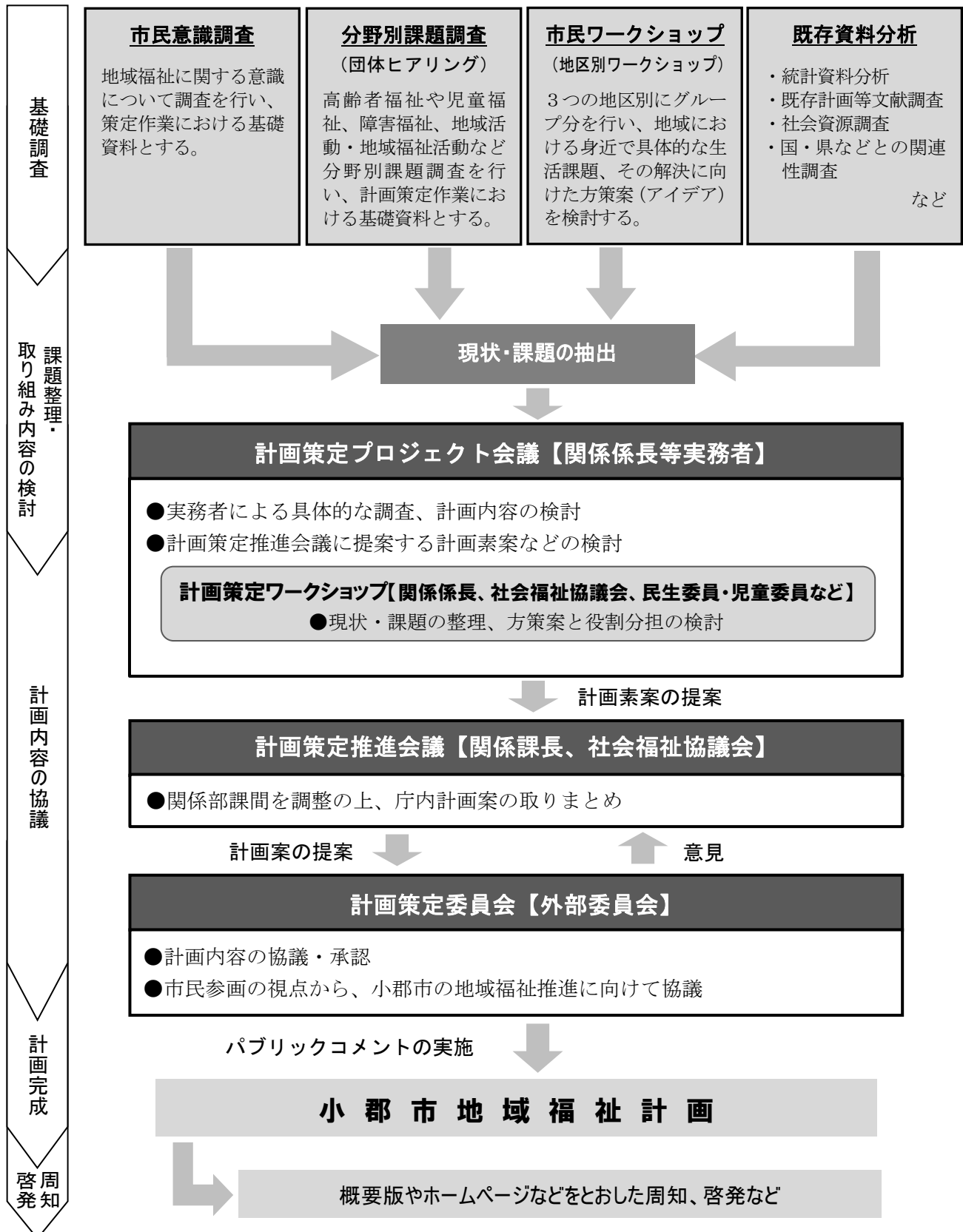


第3節 計画の期間

「小郡市地域福祉計画」の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の策定体制と方法

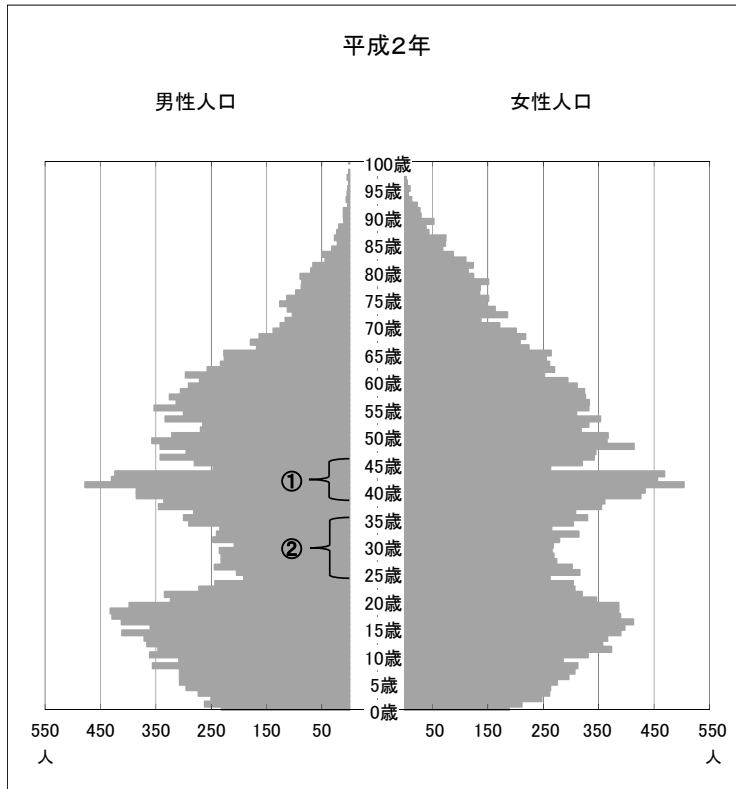
小郡市地域福祉計画の策定にあたっては、策定過程そのものが地域福祉の推進につながるよう市民が計画づくりに参画できる機会を設けました。



第2章 小都市の概況

第1節 人口・世帯の状況

1 年齢人口構成の推移

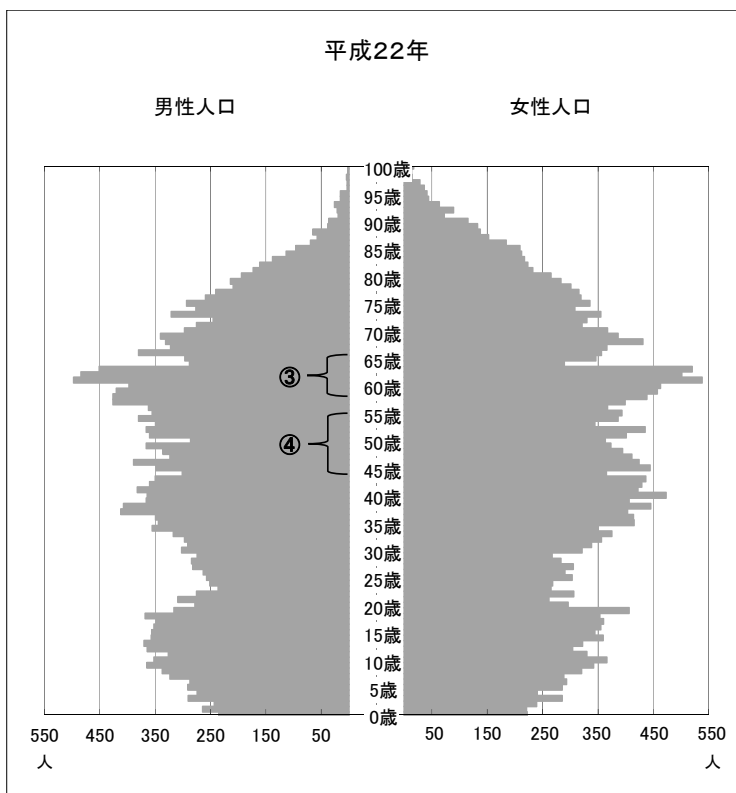


平成2年（1990年）の年齢人口構成をみると、40歳代前半の年齢層に大きな山があります（グラフ中①）。この年齢層は、1947年から1949年の第1次ベビーブームの時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10歳代後半の年齢層にも大きな山がみられますが、この年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちです。

20歳代後半から30歳代前半の年齢層は、逆に谷となっています（グラフ中②）、これは、就職などのため、小都市から転出した人たちが大きく影響していると思われます。

平成22年（2010年）の年齢人口構成をみると、「団塊の世代」の人たちが60歳代前半となって、そのまま定住している様子がうかがえます（グラフ中③）。そのため、「団塊の世代」が65歳に達する平成27年以降は、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が一段と高まり、高齢化が急速に進行することになります。

平成2年に年齢人口構成で谷となっていた20歳代後半から30歳代前半の人口は、20年後には増加しています（グラフ中④）。転入してきた人たちが多く、また、この年齢層は子育て世代にあたるため、子ども人口がある程度維持されている状況がうかがえます。



資料：国勢調査

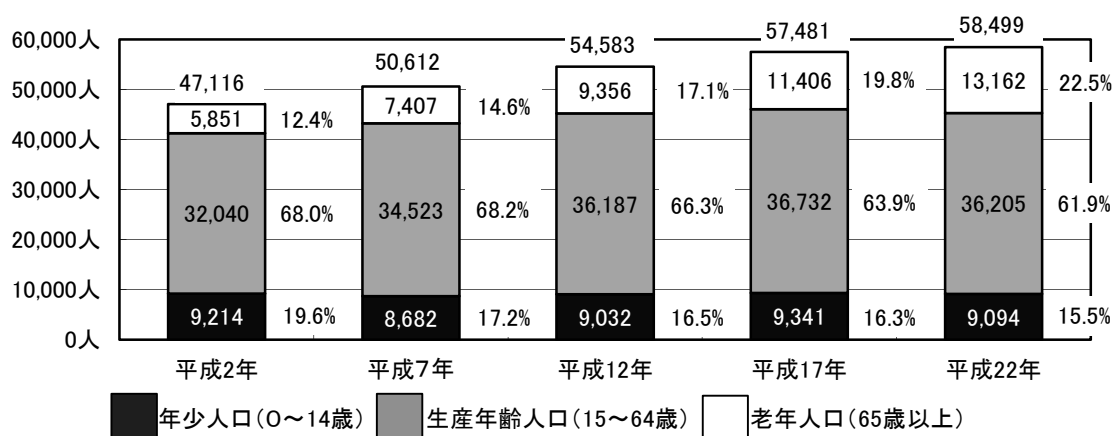
2 年齢3区分別人口構成の推移

小郡市の総人口は増加傾向にあり、平成2年の47,116人から平成22年には58,499人となり、20年間で11,383人増加しました。

年少人口（0～14歳）は、総人口に対する構成比で見ると、平成2年に19.6%であったものが、一貫して減少し、平成22年には15.5%となりました。生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年の32,040人から、平成22年には36,205人となり、20年間で4,165人増加しましたが、総人口に対する構成比は減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は、平成2年の5,851人から平成22年には13,162人となり、7,311人増加しました。総人口に対する構成比、いわゆる高齢化率は、平成2年には12.4%であったものが、平成22年には22.5%となりました。

小郡市では、少子高齢化が進行している状況がうかがえます。約20年後の平成47年には、高齢化率が34.4%に達すると見込まれています。超高齢社会に備えた地域福祉の推進が急務といえます。

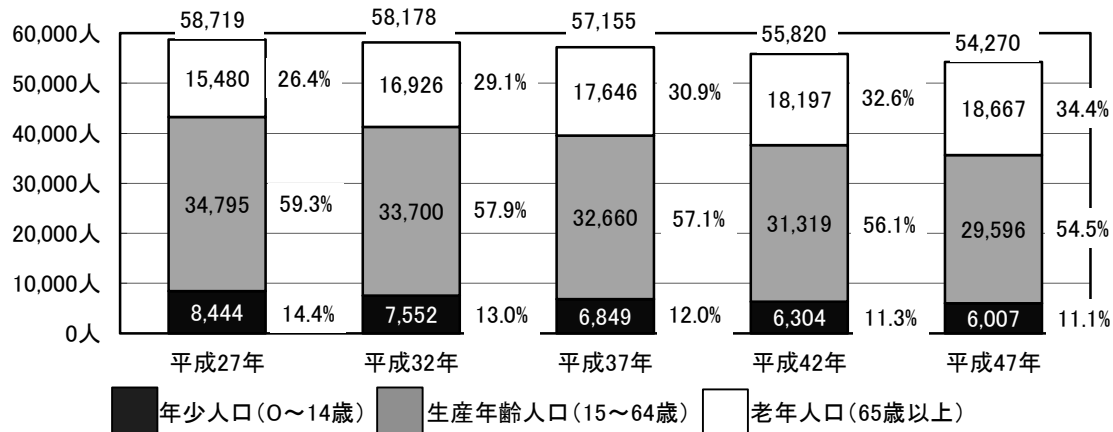
＜年齢3区分別人口構成の推移（実績）＞



資料：国勢調査

※合計値は年齢不詳を含む

＜年齢3区分別人口構成の推移（予測）＞



資料：国立社会保障・人口問題研究所

3 世帯構成の推移

小郡市の一般世帯総数は増加傾向にあり、平成 2 年の 13,060 世帯から平成 22 年には 19,967 世帯となり、20 年間で 6,907 世帯増加しました。

核家族世帯は、平成 2 年の 8,814 世帯から平成 22 年には 13,528 世帯となり、20 年間で 4,714 世帯増加しましたが、一般世帯総数に対する割合は大きな変化がみられません。一方、親族世帯は増加しているものの、一般世帯総数に対する割合は平成 2 年の 89.9%から平成 22 年には 80.4%まで減少しました。このことは親族世帯のうち、核家族世帯を除くその他の親族世帯（孫・子・親からなる3世代世帯が多くを占める）の割合が減少したことを意味します。

単独世帯については、世帯数が平成 2 年の 1,307 世帯から平成 22 年には 3,815 世帯となり、20 年間で約 3 倍増加しました。一般世帯総数に対する割合をみると、平成 2 年に 10.0%であったものが、平成 22 年では 19.1%まで増加しました。

小郡市では、世帯の小規模化が進行している状況がうかがえます。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		核家族世帯				その他の親族世帯				
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども					
平成 2 年	13, 060 100%	11, 740 89. 9%	8, 814 67. 5%	2, 105	5, 809	119	781	2, 926	13	1, 307 10. 0%
平成 7 年	15, 223 100%	12, 939 85. 0%	10, 086 66. 3%	2, 722	6, 220	147	997	2, 853	13	2, 271 14. 9%
平成 12 年	17, 232 100%	14, 400 83. 6%	11, 614 67. 4%	3, 358	6, 847	178	1, 231	2, 786	46	2, 786 16. 2%
平成 17 年	18, 773 100%	15, 452 82. 3%	12, 740 67. 9%	3, 804	7, 181	218	1, 537	2, 712	66	3, 255 17. 3%
平成 22 年	19, 967 100%	16, 046 80. 4%	13, 528 67. 8%	4, 198	7, 405	249	1, 676	2, 518	104	3, 815 19. 1%

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成 22 年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

高齢者がいる世帯に注目すると、増加傾向にあり、平成 2 年の 3,817 世帯から平成 22 年には 8,138 世帯となりました。また、一般世帯総数に対する割合も平成 2 年には 29.2%であったものが、平成 22 年には 40.8%となりました。世帯数、構成比ともに増加していますが、これらは、高齢者ひとり暮らしの世帯と高齢者夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）の増加が大きく影響しています。

小郡市では、高齢者がいる世帯を中心に、ともにくらす家族同士で支え合うことがますます難しくなっていくことから、地域において互いに支え合う仕組みづくりがより一層重要になってきます。

＜高齢者世帯構成の推移＞

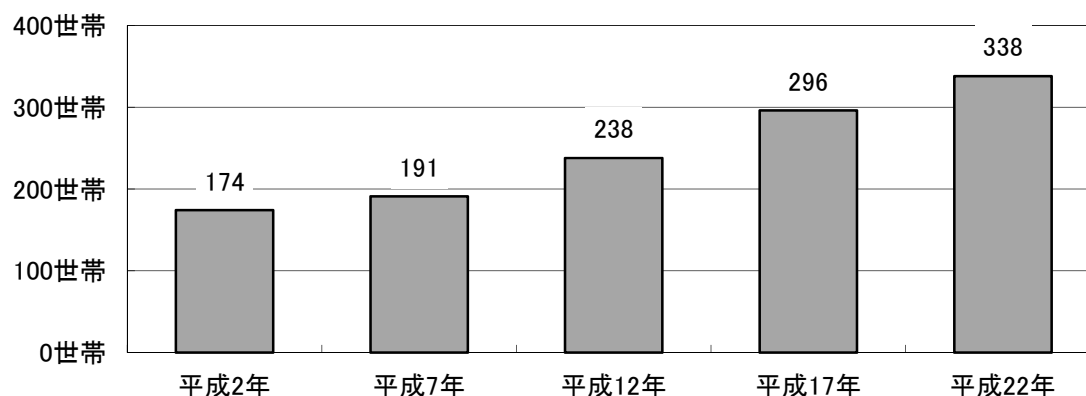
単位：世帯

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯総数	13,060	15,223	17,232	18,773	19,967
65 歳以上の高齢者のいる世帯	3,817	4,776	5,919	7,024	8,138
構成比	29.2%	31.4%	34.3%	37.4%	40.8%
ひとり暮らしの世帯	362	561	828	1,168	1,547
構成比	9.5%	11.7%	14.0%	16.6%	19.0%
高齢者夫婦世帯	647	1,065	1,575	1,956	2,387
構成比	17.0%	22.3%	26.6%	27.8%	29.3%
その他の世帯	2,808	3,150	3,516	3,900	4,204
構成比	73.6%	66.0%	59.4%	55.5%	51.7%

資料：国勢調査

ひとり親世帯（未婚、死別または離別の女親、男親とその未婚の 20 歳未満の子どものみからなる一般世帯）の推移についてみると、増加傾向にあり、平成 2 年に 174 世帯であったものが、平成 22 年には 338 世帯となりました。

＜ひとり親世帯の推移＞



資料：国勢調査

第2節 高齢者・子ども・障害のある人などの状況

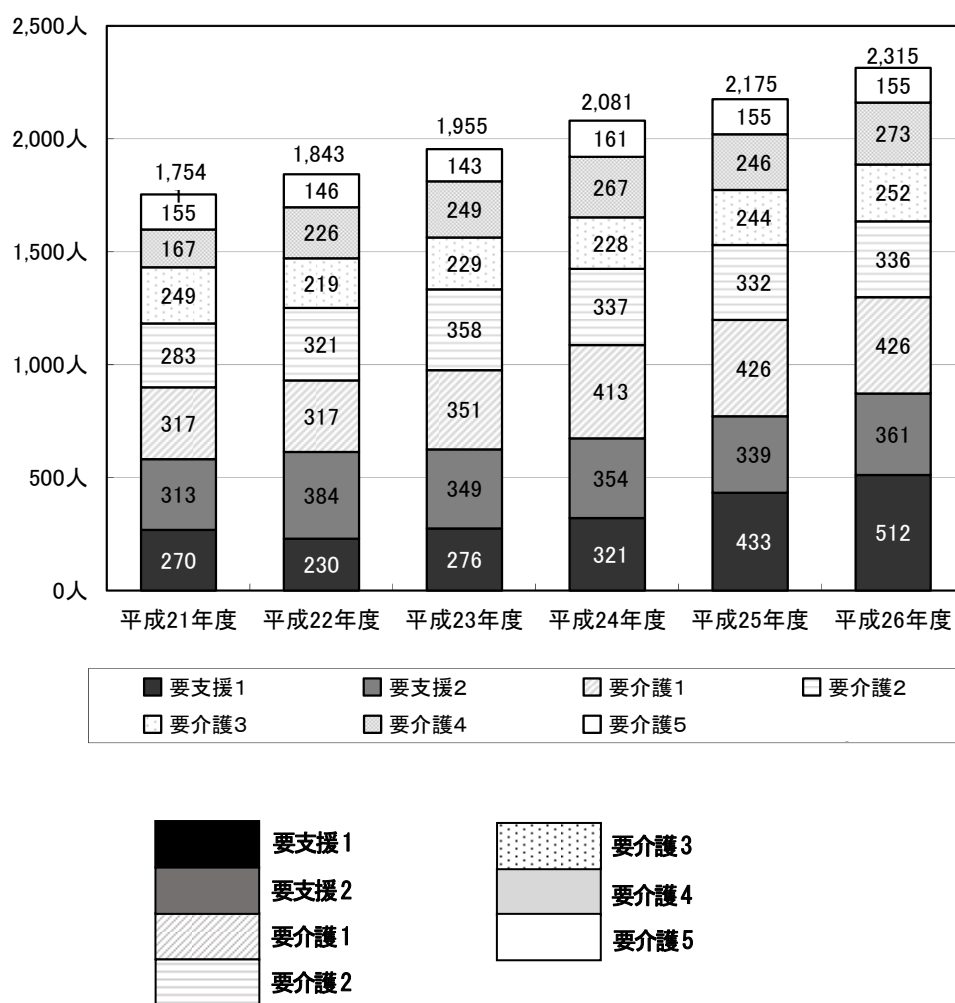
本節では、地域社会から孤立しがちな地域福祉の対象となる人たちの状況について整理します。

1 要介護（支援）認定者数の状況

介護保険制度による要介護（支援）の認定者の総数は、平成21年度の1,754人から平成26年度には2,229人となり、高齢者人口の増加にともなって、増加傾向にあります。

その内訳をみてみると、平成21年度で軽度者（要支援1、2および要介護1）が900人（51.3%）、中度者（要介護2、3）が532人（30.3%）、重度者（要介護4、5）が322人（18.4%）であったものが、平成26年度には軽度者が1,264人（56.7%）、中度者が562人（25.2%）、重度者が403人（18.0%）となり、軽度者の占める割合が増加傾向にあります。

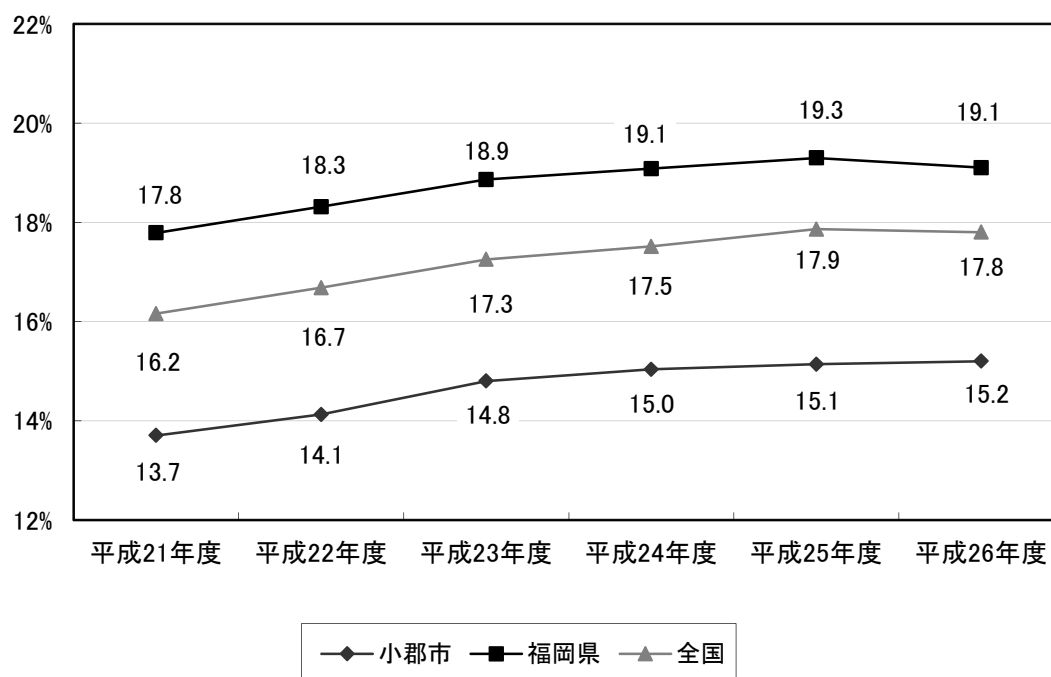
＜要介護（支援）認定者数の推移＞



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

要介護認定率（第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定者数の割合）は、増加傾向にあるものの、全国・福岡県と比較すると、低水準で推移しています。

＜要介護（支援）認定者率の推移＞



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）（平成26年度は4月1日現在）

2 就園・就学の状況

小郡市には認可保育所（園）が、公立の3か所、私立の9か所で、計12か所あります。幼稚園は、市立が2か所、私立が3か所で、計5か所あります。

認可保育所（園）の在園児数は、平成21年度の1,003人が平成26年度に1,116人となり、ほぼ横ばいです。一方、幼稚園については、平成21年度に829人の在園児数が、平成26年度には722人となり、減少傾向にあります。

また、小学校（公立）は8校あります。平成21年度の児童数は3,983人でしたが、平成26年度には3,569人となり、減少傾向にあります。

＜認可保育所（園）・幼稚園児数、小学校児童数の推移＞

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認可保育所（園）	1,003 人	1,017 人	1,016 人	1,108 人	1,117 人	1,116 人
幼稚園	829 人	810 人	812 人	776 人	743 人	722 人
小学生	3,983 人	3,953 人	3,900 人	3,763 人	3,671 人	3,569 人

資料：認可保育所（園）子育て支援課、幼稚園 教務課（5月1日現在）

3 障害者手帳所持者の状況

【身体障害のある人の状況】

平成 21 年度から平成 26 年度の身体障害者手帳の所持者数をみると、平成 21 年度の 2,000 人から平成 23 年度には 2,133 人まで増加しましたが、その後は減少に転じ、平成 26 年度は 2,072 人となっています。障害程度別では、1 級、2 級の重度が全体の 4 割以上を占めています。障害種別では、肢体不自由が全体の 5 割を越え、また、内部障害が 2 割以上を占めています。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総 数		2,000 人	2,042 人	2,133 人	2,123 人	2,129 人	2,072 人
障害 程度 別	1 級	567 人	571 人	583 人	576 人	569 人	548 人
	2 級	403 人	399 人	403 人	395 人	376 人	346 人
	3 級	269 人	279 人	299 人	311 人	328 人	333 人
	4 級	453 人	471 人	520 人	530 人	537 人	538 人
	5 級	151 人	152 人	156 人	138 人	141 人	136 人
	6 級	157 人	170 人	172 人	173 人	178 人	171 人
障害 種別	視覚障害	147 人	146 人	149 人	142 人	140 人	128 人
	聴覚・平衡機能障害	213 人	223 人	240 人	244 人	247 人	233 人
	音声・言語・そしゃく機能障害	24 人	26 人	34 人	34 人	23 人	24 人
	肢体不自由	1,100 人	1,123 人	1,177 人	1,171 人	1,155 人	1,126 人
	内部障害	516 人	524 人	533 人	532 人	564 人	561 人

資料：福祉課（4 月 1 日現在）

【知的障害のある人の状況】

平成 21 年度から平成 26 年度の療育手帳の所持者数をみると、平成 21 年度で 302 人であったものが、平成 26 年度には 346 人となり、44 人増加しました。障害程度別でみると、中・軽度（B）の人が、平成 21 年度には 113 人で、総数の 37.4%であったものが、平成 26 年度には 157 人となり、総数の 45.4%を占めています。

＜療育手帳所持者数の推移＞

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総 数		302 人	314 人	323 人	350 人	370 人	346 人
	A（重度）	189 人	195 人	195 人	204 人	207 人	189 人
	B（中・軽度）	113 人	119 人	128 人	146 人	163 人	157 人

資料：福祉課（4 月 1 日現在）

【精神障害のある人の状況】

平成 21 年度から平成 26 年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数をみると、平成 21 年度で 175 人であったものが、平成 26 年度には 272 人となり、97 人増加しました。障害程度別でみると、2 級の人が、平成 21 年度には 129 人で、総数の 73.7%であったものが、平成 26 年度には 182 人で、総数の 66.9%まで減少し、3 級の人の占める割合が、平成 21 年度の 15.4%から平成 26 年度の 23.5%に増加しています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

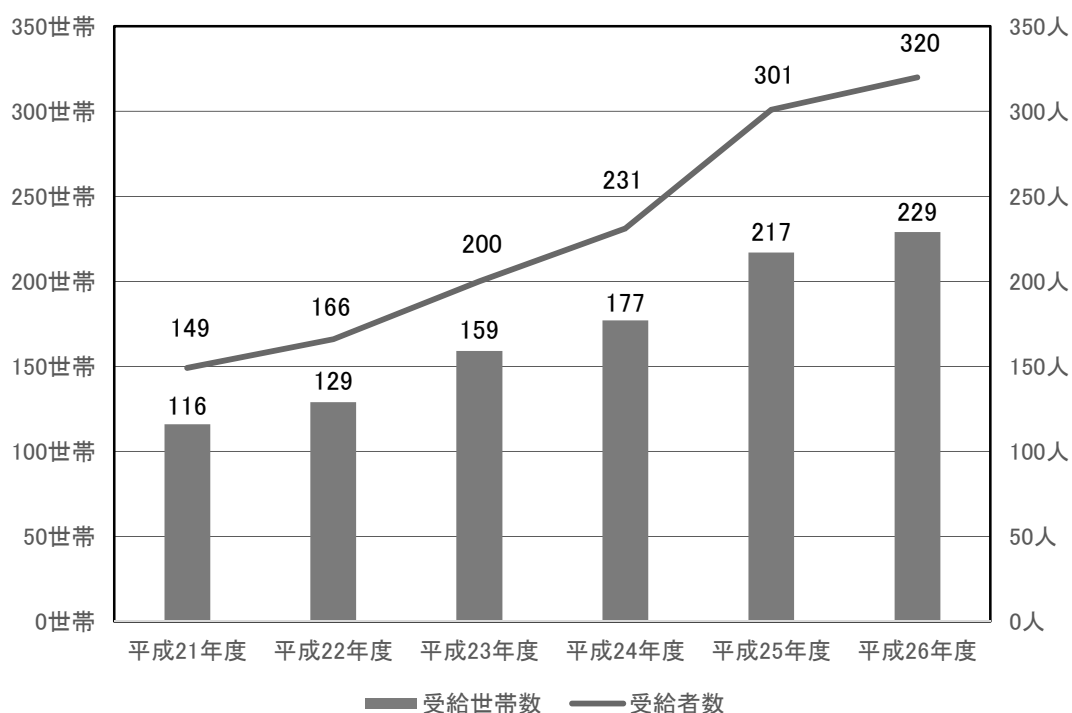
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総 数	175 人	195 人	207 人	223 人	240 人	272 人
1 級	19 人	19 人	19 人	18 人	23 人	26 人
2 級	129 人	143 人	145 人	157 人	170 人	182 人
3 級	27 人	33 人	43 人	48 人	47 人	64 人

資料：福祉課（4 月 1 日現在）

4 生活保護世帯の状況

生活保護の受給状況については、受給世帯数、受給者数ともに増加傾向にあり、平成 21 年度に 116 世帯、149 人であったものが、平成 26 年度には 229 世帯、320 人まで増加しています。

<生活保護世帯の推移>



資料：福祉課（4 月 1 日現在）

第3節 社会資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどに関わる施設・事業所や人的な資源について整理します。

1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況

小郡市内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障害福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

<高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	箇所数
養護老人ホーム	1
ケアハウス	2
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
介護老人保健施設（老人保健施設）	2
介護療養型医療施設	3
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	11
訪問看護事業所	3
通所介護（デイサービス）事業所	12
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	6
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	6
認知症対応型通所介護事業所	2
小規模多機能型居宅介護事業所	4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	9
生きがい活動支援通所サービス（生きがいデイサービス）事業所	8
居宅介護支援事業所（地域包括支援センターを含む）	10
在宅介護支援センター	2

資料：介護保険課（平成26年10月1日現在）

<児童福祉・子育て支援分野>

施設・事業所	箇所数
認可保育所（園）	12
幼稚園	5
小学校（公立）	8
中学校	5
特別支援学校	1
児童養護施設	1
子育て支援センター・つどいの広場	4
児童発達支援センター	2
児童発達支援事業所	4
放課後等デイサービス事業所	4
保育所等訪問支援事業所	2
学童保育所	8

資料：福祉課・子育て支援課・教務課（平成 26 年 10 月 1 日現在）

<障害福祉分野>

施設・事業所	箇所数
施設入所支援	1
共同生活援助（グループホーム）事業所	6
居宅介護事業所	6
重度訪問介護事業所	6
同行援護事業所	2
生活介護事業所	3
自立訓練（生活訓練）事業所	2
就労移行支援事業所	3
就労継続支援（A 型）事業所	1
就労継続支援（B 型）事業所	5
短期入所（ショートステイ）事業所	2
相談支援事業所	4
地域活動支援センター	3
福祉有償運送事業者	1

資料：福祉課（平成 26 年 10 月 1 日現在）

2 民生委員・児童委員やボランティア団体などの状況

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、市民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下の通りです。

- ・市民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

小郡市では92人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が14人）が活動しています。

【ボランティア団体など】

以下の団体が、小郡市ボランティア連絡協議会に登録され、地域において活躍しています。
また、このほかにも多くのボランティア団体などが、市内で活躍しています。

団体名	目的・活動内容
小郡地区「障害」児（者） 教育を考える会	◇ 教育問題を中心として、広く「障害」児（者）問題について学習し、実践することによって「共に生き共に学ぶ」社会を実現することを目的とした、学習会・例会・大きな行事・教育相談・就学相談・講演会 ◇ 障害児の休日、長期休暇時のホリディスクール など
セラピューティック・ケア 「えがお」	◇ ハンドケアの技術を生かして高齢者や障害者の心を癒し、精神的ケアを行うことを目的に毎月高齢者施設や学校などを訪問しセラピューティック・ケアサービスをしている ◇ 毎月第4火曜日にあすてらす来館者へセラピューティック・ケアサービスのボランティア活動 ◇ 地域のふれあいネットワーク活動のお手伝い など
小郡点訳蛍の会	◇ 視覚障害者への点訳ボランティア ◇ 点字講習会の開催 ◇ 小・中学校への点字学習指導 ◇ 本・文書の点訳 ◇ 盲人会との親睦交流会
宝満演芸倶楽部 「鶴の会」	◇ 筑紫野、筑後平野の老人ホーム、身障者施設など約 170 箇所を毎月 25 日前後訪問している ◇ 利用者の問題に芸を通して少しでも役に立ちたいと思い活動をし、会員相互の交流も目的としている
小郡要約筆記の会 「たなばた」	◇ 聴覚障害者支援、特に文字による情報支援 ◇ 講演会、会議、教育現場及び聴覚障害者の交渉時における文字による支援
NPO 法人 車椅子レクダンス 普及会	◇ 車椅子社交ダンス・フォークダンス等の技術を活用した施設訪問等によるボランティア活動 ◇ インストラクター養成講座の実施 ◇ 福祉パーティの開催 ◇ 練習会の実施
小郡市良い映画を見る 親と子の集い実行委員会	◇ 親と子の心のふれあいの場をつくり、情操豊かな子どもの育成と非行防止と子どもの健全育成を図る ◇ 親子映画会（感想文・感想画募集、展示、表彰）
小郡市花いっぱい運動 「花と緑の会」	◇ うるおいのあるまちづくり、住宅環境の美化、地域住民の心のふれあいの場づくり、青少年の育成、非行防止を目的に設立 ◇ 種苗の育成、苗の配布〔保育所（園）、幼稚園、小・中・高校、養護学校、地域、団体〕
小郡手話の会	◇ 「いつでも・どこでもどんな内容でも手話通訳を！」という聴覚障害者の要望に応えられるように、講演会や学校・職場などで手話通訳を行う ◇ 手話通訳奉仕員を育成するための講習会を毎年開催 ◇ 障害者の日常援助・福祉の向上と交流に努める
小郡市個人 ボランティア連絡会	◇ 個人がそれぞれのボランティア活動 ◇ 手芸・障害児の支援・高齢者の支援

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

小都市においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や子どもたち、障害のある人たちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての市民が住み慣れた地域や家庭のなかで、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。また、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが社会的課題です。

そこで、本計画では・・・

地域において、人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることをめざします。

第2節 基本目標

小郡市の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

安心安全な福祉とくらしを支える基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。

みんなが気軽に参加できる環境づくり

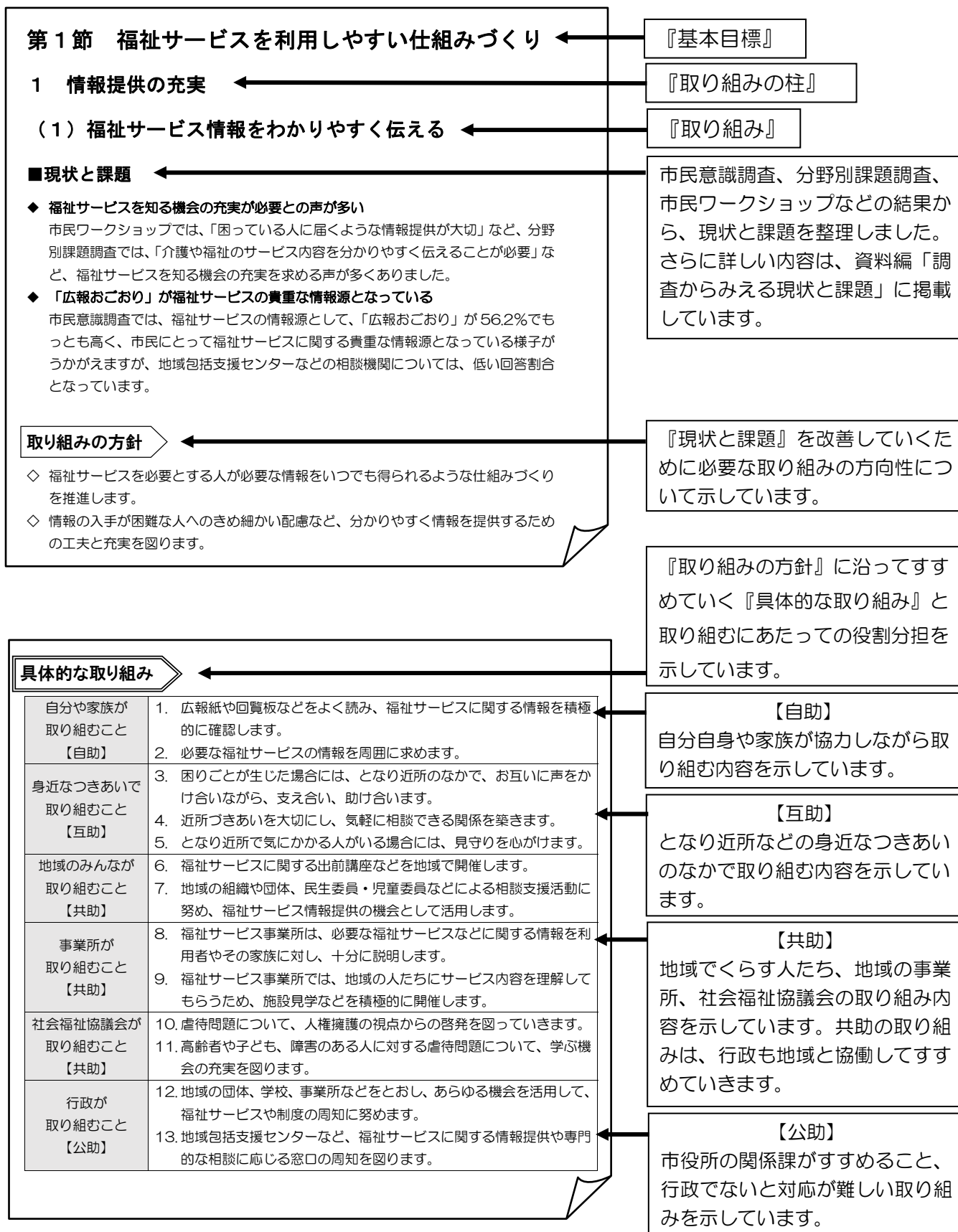
誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

第3節 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み
福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える
		(2) 情報の交換や共有をすすめる
	2 相談支援の充実	(1) 相談機能を強化する
		(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる
安心安全な福祉とくらしを支える基盤づくり	1 地域での福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る
		(2) 地域の人材や資源を活用する
		(3) 身近な助け合いをすすめる
	2 いのちを守る支援の充実	(1) 虐待防止のための支援を強化する
		(2) 行方不明事故防止のための取り組みをすすめる
みんなが気軽に参加できる環境づくり	1 学ぶ機会の充実	(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る
		(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る
	2 地域での参加機会の充実	(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る
		(2) ボランティア活動の活性化を図る
		(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す

第4章 取り組みと役割分担

「第4章 取り組みと役割分担」の見方



第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える

■現状と課題

◆ 福祉サービスを知る機会の充実が必要

市民ワークショップでは、「困っている人に届くような情報提供が大切」など、分野別課題調査では、「介護や福祉のサービス内容を分かりやすく伝えることが必要」など、福祉サービスを知る機会の充実を求める声が多くありました。

◆ 「広報おごおり」が福祉サービスの貴重な情報源

市民意識調査では、福祉サービスの情報源として、「広報おごおり」が56.2%でもっとも高く、市民にとって福祉サービスに関する貴重な情報源となっている様子がうかがえます。一方、地域包括支援センターなどの相談機関については低い回答割合となっています。

◆ 福祉サービス利用の際の申込方法や情報提供の改善が必要

福祉サービスの利用に際して不都合を感じたこととして、市民意識調査では、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が45.9%、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が34.0%で、上位となっています。

◆ 自己選択・自己決定のためには福祉サービスに関する情報提供の充実が大切

福祉サービス利用者の自己選択・自己決定の観点からも、もっとも市に求められていることについて、市民意識調査では、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が66.9%で、相談支援を求める声よりも高いものとなっています。

取り組みの方針

- ◇ 福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。
- ◇ 情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、分かりやすく情報を提供するための工夫と充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が
取り組むこと
【自助】

1. 広報紙や回覧板などをよく読み、福祉サービスに関する情報を積極的に確認します。
2. 必要な福祉サービスの情報を周囲に求めます。
3. 福祉サービスに関する出前講座などに参加するよう心がけます。

	4. どのような福祉サービス情報が必要なのかというニーズを行政窓口伝えるなど、積極的に発信します。
地域の人々が 取り組むこと 【共助】	5. 回覧板を活用し、必要な福祉サービスの情報を伝達します。 6. 福祉サービスに関する出前講座などを地域で開催します。 7. 地域の組織や団体、民生委員・児童委員などによる相談支援活動に努め、福祉サービス情報提供の機会として活用します。
事業所が 取り組むこと 【共助】	8. 福祉サービス事業所は、必要な福祉サービスなどに関する情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。 9. 福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催します。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	10. 社会福祉協議会の役割や活動内容について周知します。 11. 「社協だより」で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。 12. 「社協だより」やホームページ、パンフレットの文字を大きくし、読みやすい文章とするなど工夫し、分かりやすい情報提供に努めます。 13. 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、家庭訪問などを行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。
行政が 取り組むこと 【公助】	14. 「広報おごおり」で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。 15. 福祉サービスの内容や利用の手続きなどの情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。 16. 地域の団体、学校、事業所などとおし、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の周知に努めます。 17. 地域包括支援センターなど、福祉サービスに関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図ります。 18. 民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域で相談支援に携わる人や事業所について周知します。 19. 情報の受け手の特性に合わせて、福祉サービスの提供・調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野のネットワークを活用し、確実に効率よく福祉サービス情報を提供します。 20. 高齢者向けに文字を大きくしたり、障害のある人向けに音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉サービスの情報提供を工夫します。 21. 福祉サービスに関する情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによる意思疎通の支援を行います。 22. 地域において福祉サービスに関する出前講座などを開催するとともに、手話通訳者を配置するなど、参加しやすい環境づくりをすすめます。

(2) 情報の交換や共有をすすめる

■現状と課題

◆ 地域における情報の交換や共有の充実が大切

市民ワークショップでは、「個人情報の取り扱いは大きな課題」など、分野別課題調査では、「民生委員だけでは情報の把握や介入が難しい」、「認知症の人の存在を確認し、情報を共有しながら見守っていくことが大切」、「家族が認知症の人のことを話せる雰囲気づくりが大切」など、情報の交換や共有の充実を求める声が多くありました。

◆ 市民への周知が大切となる情報についての地域での共有が大事

分野別課題調査での「地域福祉活動のことをもっと知らせていくことも大切」などの指摘、市民意識調査で明らかになった民生委員・児童委員や社会福祉協議会の低い認知度などから、市民への周知が大切となる情報を地域で共有しておくことが求められています。

取り組みの方針

- ◇ 市民が知り、理解しておくことが大切となる情報の交換や共有化をすすめます。
- ◇ 見守り活動などの充実を図っていく上で重要となる情報を共有していくための取り組みをすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	23. 行政区の広報や回覧板などに目を通し、家族で話そう心がけます。 24. 地域の情報に関心を持つよう心がけます。 25. とより近所の人たちと誘い合って、地域の行事などを情報交換の場や機会と捉え、参加するよう心がけます。 26. 自分や家族の情報や緊急時の連絡先などは、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲でとより近所の人たち、地域活動や福祉活動を行う人たち、行政機関に伝えておくよう心がけます。
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	27. 住民が知り、理解しておくことが大切となる情報については、地域においてきちんと共有しておくために、方法を工夫しながら、伝達していきます。 28. 地域での集まりやさまざまな地域活動、行事などとおして、個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るよう努めます。

	29. 高齢者世帯や認知症高齢者、障害のある人など、支援が必要な人たちに対する見守りなどを充実させるため、となり近所、自治会、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化をすすめます。
事業所が 取り組むこと 【共助】	30. シルバー人材センターでは、個人情報の取り扱いについて、適切な管理に努め、会員を対象とした研修の充実を図ります。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	31. ふれあいネットワーク活動など各地区の小地域福祉活動の状況や社会資源を集約し、情報提供を行います。 32. 自治会や民生委員・児童委員などと、地域の福祉課題などの情報を共有します。
行政が 取り組むこと 【公助】	33. 各地区の地域福祉活動について情報提供を行います。 34. 自治会や民生委員・児童委員などと、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて検討していきます。 35. 個人情報の管理について、区長や自治会の役員、民生委員・児童委員などを対象とした研修や学習会の充実を図ります。 36. 見守り高齢者支援台帳の周知に努めるとともに、その充実に努めます。

2 相談支援の充実

(1) 相談機能を強化する

■現状と課題

◆ 相談機能の強化が必要

市民ワークショップでは、「福祉サービスの提供につながるためには相談支援が重要」など、分野別課題調査では、「何かあった時、どこに相談したらいいのか分からない人も多い」、「相談する側の利便性を考えた工夫が必要」、「将来、どちらかが介護状態などになった時のことを考えると不安。そんな時の相談支援は大きな支えになるかも」など、相談機能の強化を求める声が多くありました。

◆ 市役所等の相談窓口は大事な存在

市民意識調査では、生活上の困りごとを抱えたときや福祉サービスの利用が必要となったときの相談先として、「市役所等の相談窓口」が 64.9%で、「家族や親戚」の 41.2%、「友人・知人」の 26.1%を大きく引き離して、もっとも高い割合となっており、「市役所等の相談窓口」に対する期待感はかなり高いといえます。

取り組みの方針

- ◇ 関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援や、きめ細かな相談窓口での対応など、相談機能の強化を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1. 困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、関係機関の相談窓口を利用します。 2. 家族が悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけたり、利用するための手助けをします。 3. 広報やホームページなどを利用して、各種相談窓口に関する情報を確認します。
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	4. 日常生活上の困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族について、住民からの連絡があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、行政機関へ連絡します。
事業所が 取り組むこと 【共助】	5. 病院などで市役所への相談を勧めるときには、相談内容や担当部署を記述したものを手渡すなど、スムーズにつながるよう工夫します。

社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	6. 各種相談窓口の周知を図ります。 7. 総合相談の窓口を充実し、相談者の利便性の向上に努めます。 8. 相談方法を工夫し、誰もが気軽に相談できる雰囲気と体制を整えます。 9. 相談窓口を訪れることが困難な人にも対応できるよう、家庭訪問などによる相談支援の充実に努めます。
行政が取り組む こと 【公助】	10. どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため、各種相談窓口を整理しながら、周知を図ります。 11. 相談支援窓口の連携を強化し、情報の共有を図りながら問題の解決に努めます。 12. 高齢者や子育て家族、障害のある人の課題などに関する相談専門機関について、土日祝日の対応も含め、機能強化をすすめます。 13. 専門性の高い相談支援の充実に図るため、 ◇ 職員の研修の充実や専門職の配置に努めます ◇ 各種関係機関や団体との情報交換や連携を強化していきます

(2) 身近で気軽に相談支援をすすめる

■現状と課題

◆ 身近な相談支援の充実が大切

分野別課題調査では、「地域で相談窓口になる人の存在やその連携が大切かも」、「子育ての悩みを気軽に話せ、相談できる場所があれば」、「子育て家族は孤軍奮闘中。身近に心配事を相談できるところがあれば」など、身近な相談支援の充実を求める声が多くありました。

◆ アウトリーチ型の相談支援が必要

市民意識調査では、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための福祉のあり方として、「身近なところでの相談窓口の充実」の26.7%が、「在宅福祉サービスの充実」の31.0%に次いで高い回答割合になっています。相談窓口に出向いてきた人に対応する、といった形だけではなく、支援が求められているところへ支援する側が積極的に出向いていく、アウトリーチ型の相談支援が求められているようです。

取り組みの方針

- ◇ 民生委員・児童委員など地域において相談支援に携わる人たちが、地域の中の身近な相談相手や気軽に相談窓口になるよう地域における相談支援活動を推進します。
- ◇ 市や社会福祉協議会の職員による相談支援が、市民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向いて相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型の支援をすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	14. 困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、地域において相談支援に携わる人たちなどに相談します。
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	15. 近所づきあいを大切にし、気軽に相談できる関係を築きます。
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	16. 相談支援に携わる人たちは、 ◇ 日頃から自分の役割について、地域住民に知らせるよう、心がけます ◇ 日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、地域住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます

	✧ 情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます ✧ 生活上での困りごとについて、家庭訪問などにより把握し、対応困難事例などの専門的な支援の必要性がある場合には、各種相談窓口へつなぎます
事業所が 取り組むこと 【共助】	17. 福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって身近で、専門性の高い相談相手となるよう努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	18. 相談支援が、市民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型の支援をすすめます。 19. 相談支援に携わる人たちへ研修を行い、スキルアップを図ります。
行政が 取り組むこと 【公助】	20. 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう地域にある相談窓口や、相談支援に携わる人たちの周知を図ります。 21. 在宅介護支援センター、子育て支援センター、基幹相談支援センター、隣保館・集会所などを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。 22. 校区公民館やショッピングセンターなどのスペースを活用し、相談や情報提供ができる場の確保をすすめます。 23. 気軽に相談できるよう電話による相談機能の充実を図ります。 ■ 相談支援が、市民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型の支援をすすめます。（本節 2-18.の再掲）

第2節 安心安全な福祉とくらしを支える基盤づくり

1 地域での福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

■現状と課題

◆ 公的な福祉サービスの量や質の充実が大事

分野別課題調査では、「高齢者がいる世帯で、同居家族がいる場合のサービス利用の緩和が必要」、「高齢者の社会参加のためにも、外出支援は大切」、「急な用事などの時、子どものことを頼めるところ、預けるところがない」、「放課後や長期休暇中の子どもたちの居場所がない」、「障害のある人やその家族同士で語り合える場が必要」、「障害のある人たちに対しては、ライフステージや状況に応じた切れ目のない支援のための連携が必要」、「障害のある子どもに対する支援の充実を」、「障害のある子どもの療育を提供できる場所や機会が限られてしまっている」など、公的な福祉サービスの量や質の充実を求める声が多くありました。

◆ 家族介護者に対する支援が必要

市民ワークショップでは、「家族介護者を支援していくことも大切」など、分野別課題調査では、「高齢者の家族介護者の負担が大きく、疲れ切ってしまっていることも」、「保護者のリフレッシュのための支援も大事」、「障害のある人の家族介護者に大きな負担がかかっている」、「障害のある人の家族介護者のレスパイトが必要」など、家族介護者に対する支援を求める声が多くありました。

◆ 公的な福祉サービスの提供の場において地域の人材を活用した取り組みが大切

自分自身ができる支援として、市民意識調査では、「介護を必要とする人の短時間の預かり」や「急病になった時の看病」については、回答割合が低く、比較的高い支援の求めに対し、個人的な力だけで対応していくことが困難な内容であると思われます。このような支援は、公的な福祉サービスとして取り組んでいくことが必要と思われます。その際、地域の人材を活用していくこと、たとえば、シルバー人材センターの活躍などが期待されます。

◆ 福祉サービスの質の向上のためには第三者の介入が大切

分野別課題調査で指摘された「施設内での虐待対策については、第三者の介入も重要」のように、福祉サービスの質の向上のため、第三者が介入できる仕組みを啓発していくことが求められています。

取り組みの方針

- ◇ 法や制度に定める福祉サービスを必要とする市民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりをすすめます。
- ◇ 法や制度に定めのない福祉サービスの提供についても、市民のニーズの把握に努めながら、市独自のサービスを提供できるよう検討をすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1. 福祉サービスを利用する際、分からないことは市役所などへ問い合わせ、説明を求めます。 2. 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情解決制度などを活用します。 3. 成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービスを必要に応じて活用するよう心がけます。
地域のみんが 取り組むこと 【共助】	4. 福祉サービス事業所での行事や地域での行事などにお互いに参加し合い、交流を深めながら、信頼関係を築きます。 5. 家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。
事業所が 取り組むこと 【共助】	6. 福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。 7. シルバー人材センターでは、介護や福祉の分野での公的なサービスの提供について、積極的に対応していくよう努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	8. 利用者本人が住みなれた地域で生活を続けられるように、安心と信頼のできる質の高い在宅福祉サービスの提供をすすめます。 9. 公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自サービスや新しいサービスの検討に努めます。 10. 低所得者などの生活困窮者に対する総合相談窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、就労をはじめとする福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。 11. 円滑な日常生活自立支援事業の実施を図るため、生活支援員の質の向上と人員の確保に努めます。 12. 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、分かりやすく周知・啓発します。
行政が取り組む こと 【公助】	13. 市内で提供される福祉サービスだけでなく、近隣市町との連携を深めながら、効率的なサービス提供体制の充実に努めます。 14. 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者を支援できるような仕組みづくりをすすめます。

	15. 各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑で多様な福祉課題の解決に努めます。 16. 福祉サービスを必要とする本人やその家族へのきめ細かい対応のため、 ◇ 地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります ◇ 要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります ◇ 自立支援協議会などのさらなる機能充実を図ります 17. 家族介護者の負担軽減や同居家族がいる場合の規制緩和の視点から、福祉サービスのあり方を検討します。 18. 家族介護者や子育て家族の保護者などの急な出来事に対応できるよう一時的な預かりなどの支援の充実を図ります。 ■ 家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。（本節 1-5.の再掲） 19. 地域活動支援センターなど、障害のある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる交流の場を設け、充実を図ります。 20. 低所得者などの生活困窮者に対しては、自立に向けた個別計画を作成し、関係機関及び庁内関係部署と連携を図りながら、就労をはじめとする福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。 21. 外出支援の視点から、コミュニティバスなどの公共交通の運用にあたっては、市民の声を反映し、利用者の利便性を高めるための検討をすすめます。 22. 福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度などを活用するよう市民へ啓発します。 ■ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、分かりやすく周知・啓発します。（本節 1-12.の再掲）
--	---

(2) 地域の人材や資源を活用する

■現状と課題

◆ 民生委員・児童委員は多忙

市民ワークショップなどのなかで、「民生委員・児童委員などは忙しすぎるのでは」との声が多くありました。

◆ 地域での見守り活動が必要

分野別課題調査での「認知症の人の存在を確認し、地域の人たち同士で見守っていくことが大切」、「ともすれば孤立がちになってしまう子育て家庭を地域で見守っていくことが大切」など、地域での見守り活動が必要だという意見が多くありました。

◆ 安否確認の声かけは、求める支援とできる支援がマッチング

市民意識調査では、自分や家族が求める支援として、「安否確認の声かけ」は43.8%で、高い回答割合となっています。一方、自分自身ができる支援として、「安否確認の声かけ」の68.1%が上位となっており、求める支援とのマッチングが確認できます。

◆ 地域での見守り活動を続けていくためには課題も山積

見守り活動については、市民ワークショップでの「ふれあいネットワークの活動を維持していくのも大変」、「拒否的な態度の人たちへの対応が悩ましい」、「どのようにかかわっていったらいいのか、よく分からず、戸惑うことも」などや、分野別課題調査での「高齢者がいる世帯で、同居家族がいないと、見守り活動など対象から外れてしまっていて心配」、「地域において障害のある人に実際にかかわるとなると、家族の思いや分からないことも多くて戸惑ってしまう。向き合っていく活動への支援も大事になってくるのでは」など、この活動をすすめていく上での課題も指摘されました。

◆ 公的な福祉サービスだけでなく「共助」による福祉活動の充実も大切

分野別課題調査では、「高齢者のなかには、外出手段がなくて、買い物などが十分にできない人たちも。公的なサービスのみならず、地域の人たち同士の支え合いも必要」など、地域の人材や資源の活用を求める声が多くありました。また、市民意識調査では、福祉のあり方として、「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合うべき」が68.5%で、もっとも高い回答割合となっています。福祉のあり方として、「共助」を志向する市民の声が大変高い状況がうかがえます。

取り組みの方針

- ◇ 地域の人材や施設・団体を活用し、地域社会からの孤立防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動をすすめます。
- ◇ 地域福祉の担い手として期待される福祉活動団体が、主体的に地域福祉活動をすすめていくために、地域に密着した既存の団体に対し支援を行います。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	23. 地域における見守り活動や相談支援活動について理解を示し、労いの気持ちを大切にしながら、可能な限り活動を受け入れます。 24. 「ふれあいネットワーク」など、地域での見守り活動などの趣旨を理解し、積極的に参加・協力します。
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	25. とより近所で気になる人がいたら、身近なつきあいのなかで支援していくために、地域における見守り活動や相談支援活動と協力し合います。
地域のみんが 取り組むこと 【共助】	26. 福祉活動の協力者の確保をすすめるなど、民生委員・児童委員などに過度な負担が強いられないよう検討をすすめます。 27. 自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどが連携した見守り活動や相談支援活動、社会福祉協議会と連携しながらすすめる「ふれあいネットワーク」などの取り組みをすすめます。 28. 日中ひとりで生活している高齢者の実態把握に努め、見守り活動などの対象として取り組むよう努めます。 29. 通院や買い物などの外出支援のあり方について検討をすすめます。
事業所が 取り組むこと 【共助】	30. 福祉サービス事業所では、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。 31. シルバー人材センターでは、高齢者の就労の場を提供する役割を果たすとともに、地域の福祉活動を支援するため、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどとの連携のあり方を検討します。 32. 事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。 33. 事業者は、市民の声を聞き、買い物支援などの視点をもって事業活動をすすめます。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	34. 対象の範囲の拡大や協力者の確保など、「ふれあいネットワーク」活動の充実に向けた取り組みをすすめます。 35. 「ふれあいネットワーク」に携わる福祉活動の協力者や民生委員・児童委員、ふれあいネットワーク推進委員会などについて市民に周知し、活動への理解と協力を求めます。 36. 小地域での座談会を開催し、福祉ニーズの把握や情報提供に努めます。
行政が 取り組むこと 【公助】	37. 地域における福祉活動をすすめる際に課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめます。 38. 地域で組織的に実施されている見守り活動や相談支援活動、「ふれあいネットワーク」活動などをすすめるための支援を行います。

	39. 事業者が実施する見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう、関係者間で検討、調整をすすめます。 40. 事業者が実施する買い物支援などのサービスについて、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討、調整をすすめます。 41. 地域に密着した既存の福祉活動団体に対して、活動の充実や強化につながるよう支援に努めます。 42. 各小学校区の協働のまちづくり組織に設置される福祉や健康づくりに関する部会との連携や協力関係の構築に向けて検討をすすめます。 43. 隣保館・集会所などでは、地域の関係機関・団体と連携を図りながら、見守り活動や相談支援活動をすすめます。
--	---

(3) 身近な助け合いをすすめる

■現状と課題

◆ 身近な助け合いをすすめることが必要

分野別課題調査では、「地域から孤立しがちな支援が必要な人たちとどう向き合っていくのか」、「頼れる人がそばにいないくて心配で不安を感じている様子。身近な地域の人たちのかかわりが求められている」、「家のなかのちょっとしたことで十分にできなくて困っている様子。となり近所同士による助け合いや支え合いが求められているのでは」など、身近な助け合いをすすめることを求める声が多くありました。

◆ とおり近所とのつきあいが大切との声が多い

市民意識調査では、地域でのとおり近所とのかかわりについて、「とおり近所の人とはつきあいを大切にしたい」が 53.7%で、「他人の協力は期待していない」や「かかわりを持ちたくない」、「興味がない」といった近所づきあいを深めることに否定的な考え方の人々を大きく引き離しています。

◆ 助けの求めがあった時には対応したいとの声が多い

市民意識調査では、困りごとを抱える人々からの助けの求めがあったときの対応として、「積極的に対応したい」が 8.4%、「できるだけ対応したい」が 62.1%で、「対応したい」と考える回答割合は約 7 割となっており、市民全体の意識の高さがうかがえます。「対応したくない」の理由をみても、「対応の方法がわからず不安だから」の 32.8%がもっとも高く、「興味がないから」の 3.4%、「時間をさくのが惜しいから」の 1.5%を大きく引き離しています。

取り組みの方針

- ◇ 同じ地域で生活する誰もが、地域社会において孤立することなく、安心して日常生活を送れるよう、とおり近所の人々や地域の人々とのかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合いをめざします。
- ◇ 生活に困難を抱える人々が、身近なところで「声」をあげることができるように、近隣住民同士のかかわりがより深まることをめざします。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	44. 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。 45. 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	■ 近所づきあいを大切にし、気軽に相談できる関係を築きます。(1節 2-15.の再掲) 46. 困りごとが生じた場合には、となり近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。 47. とおり近所で気にかかる人がいる場合には、見守りを心がけます。 48. ごみ出しや、買い物や通院時の外出など、日常生活のちょっとしたことが十分にできずに困っている人や家族に対し、となり近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	49. 地域におけるとなり近所の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

2 いのちを守る支援の充実

(1) 虐待防止のための支援を強化する

■現状と課題

◆ 虐待問題について学ぶ機会の充実が必要

分野別課題調査では、「虐待を防止していくためには普段からのかかわりを深めておくことが大切」、「虐待問題について、もっと知る機会を」など、虐待問題について学ぶ機会の充実を求める声が多くありました。

◆ 地域における見守りが大事

分野別課題調査では、「高齢者虐待を防止していくためには定期的な訪問活動が大切」、「孤立しがちな子育て家庭を見守っていくことで虐待防止を」など、地域における見守りが大事との声が多くありました。

◆ 虐待の防止や早期発見のため、通報や相談が大事

分野別課題調査では、「高齢者虐待について通報先を含めた相談窓口の充実だけではなく、そのことを広く周知していくことも重要」、「児童虐待についての相談や通報が大切」、「障害のある人の虐待を防止していくためには何かあったら通報し、相談することが重要」など、虐待の防止や早期発見のため、通報や相談が大事との声が多くありました。

◆ 虐待問題にかかわる民生委員・児童委員への信頼感が高い

市民意識調査では、虐待が発生していると思ったときの対応として、「民生委員・児童委員に連絡する」の20.5%が、「警察へ連絡する」の25.4%に次いで高い回答割合で、「市役所へ連絡する」よりも高くなっています。「共助」による地域における福祉の推進の要となる民生委員・児童委員に対する信頼感の高さがうかがえます。

◆ 関係者間の連携強化が大切

「見守りのためのネットワークを強化していくことが必要」など、分野別課題調査では、関係者間の連携を強化することが大切との指摘がみられました。

◆ 虐待の加害者に対する支援も重要

「高齢者虐待を防止していくためには家族介護者に対する相談支援も大切」、「障害のある人の虐待を防止していくためには本人同様、家族に対する支援も重要。そのための相談支援の充実を」など、分野別課題調査では、虐待の加害者に対する支援も重要との声も多くありました。

取り組みの方針

- ◇ いのちを守る支援を強化するため、高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待の早期発見や防止などをすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1. 高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待問題についての理解を深めます。 ■ 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。（本節 1-44.の再掲）
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	■ とより近所で気にかかる人がいる場合には、見守りを心がけます。（本節 1-47.の再掲）
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	2. 地域での集まりや地域活動、行事のなかで、高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。 3. 高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待を防止するため、気になる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちととなり近所が協力しながら、声かけや見守りをすすめます。 4. 高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子が気がついたときには、警察や児童相談所、市の関係部署へ、速やかに連絡します。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	5. 虐待問題について、人権擁護の視点からの啓発を図っていきます。 6. 高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待問題について、学ぶ機会の充実を図ります。
行政が 取り組むこと 【公助】	■ 虐待問題について、人権擁護の視点からの啓発を図っていきます。（本節 2-5.の再掲） ■ 高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待問題について、学ぶ機会の充実を図ります。（本節 2-6.の再掲） 7. 虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と機能充実を図ります。 8. 地域からの虐待に関する通告に対し、素早く対応できる体制づくりと、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。 9. 虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、 ◇ 地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります ◇ 要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります ◇ 自立支援協議会などのさらなる機能充実を図ります

	◇ 地域の各種団体などが行う見守り活動については、各活動分野を越えて、高齢者や子ども、障害のある人などに対するあらゆる虐待を防止する視点を持ってもらう取り組みをすすめます 10. 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。 11. 虐待の被害にあった人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。 12. 虐待の被害にあった人を保護した後、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。
--	---

(2) 行方不明事故防止のための取り組みをすすめる

■現状と課題

◆ 認知症高齢者などの行方不明事故防止をすすめることが大切

分野別課題調査では、「普段からの地域とのかかわりで、顔見知りになっておくことが重要では」、「事故発生に関わる理解を深めておくことが大切」、「本人や家族からの発信と見守り体制の構築が大切」、「事故発生時に早期発見に向けた地域でのネットワークを構築しておくことが必要」、「行方不明などによる事故を防止していくためには、連絡先を身につけておくとか、GPS などの機器も活用したらいい」など、認知症高齢者などの行方不明事故防止をすすめることを求める声も多くありました。

取り組みの方針

- ◇ 市民と地域の団体や事業所に理解と協力を求め、地域ぐるみで認知症高齢者などを見守っていく体制づくりをすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	13. 認知症高齢者などの徘徊や行方不明事故などの問題についての理解を深めます。 14. 認知症の家族がいることを本人の人権を尊重しながら、となり近所や地域の人たちに説明し、支援と協力を求めます。 ■ 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。(本節 1-44.の再掲)
身近なつながりで 取り組むこと 【互助】	■ とおり近所で気にかかる人がいる場合には、見守りを心がけます。(本節 1-47.の再掲)
地域のみんが 取り組むこと 【共助】	15. 地域での集まりや地域活動、行事、もしくは事業所などのなかで、介護や認知症について学ぶ機会をつくれます。 16. 地域での認知症サポーター養成講座開催を市へ要請し、住民に参加を呼びかけます。 17. 高齢者等徘徊 SOS ネットワークへの理解と協力を努めます。
事業所が 取り組むこと 【共助】	18. 介護保険事業者は、認知症サポーター養成講座にキャラバン・メイトとして参加するなど、地域における認知症に関する啓発活動へ積極的に協力します。

	19. 事業者は、配達などの外回りの業務時に行動が気になる高齢者などに気がついたときには、警察や市役所などに通報するよう努めます。
行政が 取り組むこと 【公助】	20. 地域や学校、市民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。 21. 高齢者等徘徊 SOS ネットワークについて、周知に努め、連携先を広く確保していくことをすすめます。 22. GPS 機能の活用など、情報伝達機器などの有効性や問題点などを確認しながら、その利用のあり方を検討していきます。

(3) 災害時の避難に備える

■現状と課題

◆ 円滑な避難行動の備えの充実が必要

分野別課題調査では、「災害が発生した時、ひとりでは対応できそうになく心配」、「普段からのかかわりを深める取り組みが、災害発生時には生きてくる」、「災害時の行動や支援について、理解を深める取り組みが大切」、「災害時の支援が必要な人たちのことを把握しておくことが大切」、「災害時の備えとして関係者間での情報共有が大切」、「災害時の支援にあたっての役割分担を決めておくことが大切」、「避難訓練を実施することが必要」、「福祉避難所の開設に向けた取り組みが必要」など、円滑な避難行動の備えの充実を求める声が多くありました。

取り組みの方針

- ◇ 日頃から災害発生時の円滑な避難行動に備える活動をすすめ、災害発生時に助け合い、支え合える体制づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	23. 災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきます。 24. 市が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。
身近なつながりで 取り組むこと 【互助】	25. 災害発生時には、となり近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	26. 防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。 27. 自主防災活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えます。 28. 災害発生時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域全体で対応できる体制を築きます。 29. 災害発生時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応や役割分担を想定して、防災訓練を実施します。

社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	30. 災害発生時、避難行動の支援を必要とする人についての情報を共有し、その適切な利用と管理を行います。 31. 災害ボランティアセンター運営についてのマニュアルを準備し、同センターの設置に向けた訓練を行います。
行政が 取り組むこと 【公助】	32. 避難場所や災害危険箇所などについて周知します。 33. 自主防災活動の活性化を図るため、自主防災訓練などを支援します。 34. 市民の防災意識を高めるため、広報紙や出前講座などをとおして防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。 35. 避難行動要支援者名簿の作成や活用などについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。 36. 災害発生時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練などを行います。 37. 災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人などの受け入れ先となる福祉避難所として、医療機関や民間福祉施設が活用できるよう協議をすすめます。

第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり

1 学ぶ機会の充実

(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

■現状と課題

◆ 人権と福祉の教育・啓発の充実が必要

分野別課題調査では、「偏見がまだまだ根強く、学びの機会が必要」との指摘が多くみられました。人権と福祉の教育・啓発の充実が求められています。

取り組みの方針

- ◇ 性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1. 人権問題に関心を持ち、理解を深めます。 2. 高齢者や障害のある人、子どもの課題などについて理解を深めます。 3. 高齢者や障害のある人、子どもたちとふれあう機会を大切にします。 4. 人権や福祉に関する学習会などへ積極的に参加します。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	5. 地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉に関する学習会などを開催し、継続に努めます。 6. 幼少期からの教育が重要との観点から、子どもや親子を対象とした人権や福祉に関する教育・啓発の場の充実を図っていきます。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	7. 地域の中での福祉教育として、講演会や疑似体験学習などを企画し、福祉に関する啓発を図ります。 8. 福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。
行政が 取り組むこと 【公助】	9. 人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。 10. 人権や福祉に関する啓発のための情報提供の充実を図ります。

(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

■現状と課題

◆ 福祉のことを学ぶ機会の充実が必要

市民ワークショップでは、「地域住民の意識向上も大切」、「認知症などについて学ぶ機会を」など、分野別課題調査では、「加齢のことや認知症のことなどを知る機会、学ぶ機会が必要」、「認知症のことについて、もっと知る機会を」、「子育てや子どもの成長、子育て支援サービスなどについて学ぶ機会の充実を」、「障害や障害のある人や障害のある子についての理解を深める機会が必要」など、福祉のことを学ぶ機会の充実を求める声が多くありました。

◆ 福祉に対する関心度が高い

市民意識調査での福祉への関心度については、「とても関心がある」が31.5%、「やや関心がある」が43.5%で、福祉に「関心がない」と回答した人の割合を大きく引き離し、市民の福祉に対する関心度の高さがうかがえます。また、福祉について理解を深めるための機会として、市民意識調査では、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が52.7%、「市民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」が44.4%であるのに対し、「特に必要なことはない」と回答した人はわずか3.8%で、市民の意欲の高さがうかがえます。

◆ 福祉的な観点での地域社会への関心度は低い

地域から孤立し、生活上の諸課題を抱えている人たちの存在について、市民意識調査では、「知らない」が78.6%で大変高い回答割合を占めており、福祉的な観点での地域社会への関心度は、高いとはいえない状況がうかがえます。

取り組みの方針

- ◇ 福祉サービスや虐待の問題、認知症に対する理解など、日頃知る機会が少ない身近な福祉の問題について、学ぶ場や機会の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	11. 福祉サービスや身近な福祉の問題などについての学ぶ機会へ積極的に参加します。
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	12. 地域の資源や人材を活かしながら、福祉サービスや身近な福祉の問題などについて学ぶ機会を設け、継続に努めます。 13. 地域での集まりや地域活動、行事、事業所などのなかで、福祉サービスや身近な福祉の問題について学ぶ機会をつくります。

	14. 保育所や幼稚園、小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉サービスや身近な福祉の問題などについて学ぶ機会を企画し、提供します。 ■ 地域での集まりや地域活動、行事のなかで、高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。（2 節 2-2.の再掲） ■ 地域での認知症サポーター養成講座開催を市へ要請し、住民に参加を呼びかけます。（2 節 2-16.の再掲）
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	■ 高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待問題について、学ぶ機会の充実を図ります。（2 節 2-6.の再掲）
行政が 取り組むこと 【公助】	15. 市民が興味関心を持つ福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを実施し、福祉サービスや身近な福祉の問題などについての理解を深める取り組みをすすめます。 16. 各課係で開催を予定している講演会などについて、テーマを関連付けるなど、より充実した企画となるよう努めます。 ■ 高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待問題について、学ぶ機会の充実を図ります。（2 節 2-6.の再掲） ■ 地域や学校、市民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。（2 節 2-20.の再掲） 17. 学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、託児など誰もが参加しやすい環境づくりをすすめます。

2 地域での参加機会の充実

(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る

■現状と課題

◆ 顔がみえる交流の場の充実が必要

分野別課題調査では、「高齢者のなかには、地域とのかかわりが少なく、孤立している人も」、「地域の交流が乏しい高齢者夫婦、新興住宅地では特に」、「高齢者が地域でのかかわりを深め、交流の機会を増やしていくことが大切」、「地域で子ども同士が一緒になって楽しむ機会が減っている」、「子育て家庭が地域において交流できる機会を」、「障害のある人たちが気軽に過ごせるところがあるといいのだけど」など、顔がみえる交流の場の充実を求める声が多くありました。

取り組みの方針

- ◇ 地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1. 可能な範囲で、積極的に外出するよう心がけます。 2. 自分や家族が興味関心のある交流の機会について、情報の収集に努め、積極的に参加するよう心がけます。 3. 地域で開催されるサロンなどの場へ積極的に参加します。
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	4. 地域で取り組むサロンなどへの参加の呼びかけと活動内容の充実を図ります。 5. 高齢者と子育て家族など、世代をこえて、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場の充実を図ります。 6. 福祉分野別での交流の場として、自治公民館などを活用するなど、 ✧ 高齢者の持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場を設け、充実を図ります ✧ 子育て中の親や子どもたちが交流できる子育てサークルなどを設け、充実を図ります ✧ 放課後や長期休暇中、子ども同士でともに遊んだり、学んだりできる交流の場を設けます

	◇ 福祉サービス事業所などと協力しながら、障害のある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる場を設け、充実を図ります ■ 家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。(2 節 1-5.の再掲)
事業所が 取り組むこと 【共助】	7. シルバー人材センターでは、高齢者の生きがいづくりの場として、活動内容の周知を図るなど、会員の増加に努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	8. 地域で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。
行政が 取り組むこと 【公助】	■ 家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。(2 節 1-5.の再掲) 9. 交流の場や機会となるよう校区公民館や隣保館・集会所などでのサークル活動や学習会などの充実を図ります。

(2) ボランティア活動の活性化を図る

■現状と課題

◆ ボランティア活動をすすめていくための工夫が必要

市民ワークショップでは、「ボランティア活動の活発化には安心して取り組める仕組みも大切」など、分野別課題調査では、「無理なくボランティア活動に参加できる工夫」など、ボランティア活動をすすめていくための指摘が多くありました。

◆ ボランティア活動に関する情報提供の充実が必要

分野別課題調査での「ボランティア活動をやりたい人はたくさんいるはず」、「よく知らないため、ボランティア活動は大変なことと思っている様子」、「ボランティア活動のことを知らせる取り組みが必要」など、ボランティア活動に関する情報提供の充実を求める声が多くありました。市民意識調査でも、活動をすすめる上での改善点について、「活動に関する情報収集や情報発信をする場、機会が少ない」が35.0%で上位となっています。

◆ ボランティア活動に対する意識が高いとはいえない

ボランティア活動への参加の有無について、市民意識調査では、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」と「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」がともに30.5%で上位となっており、ボランティア活動の経験がない人たちが大半を占めています。また、「今後とも参加したいとは思わない」と回答した人の割合が高く、ボランティア活動に対する意識が高いとはいえない状況もうかがえます。

◆ 気軽に参加できる仕組みや支援が大切

今後のボランティア活動や地域活動への参加意向について、市民意識調査では、「参加したくない」の31.3%がもっとも高い回答割合となっていますが、その理由をみると「時間的に余裕がないから」が45.1%でもっとも高い回答割合となっています。「参加するきっかけがないから」も19.0%であることも踏まえると、気軽に参加できる仕組みや支援のための取り組みをすすめていくことも重要であるように思われます。「福祉活動に関心がないから」が7.5%で低い回答割合であることから、「参加したくない」が上位であったことは、必ずしも関心度の低さを意味するものではないと思われます。

◆ ボランティア活動に参加して人とのかかわりを深めることができた

市民意識調査では、ボランティア活動に参加してよかった点について、「新しい経験ができた」の47.8%とともに、「多くの人と知り合いになれた」の45.5%が、上位となっています。ボランティア活動をとおして、人とのかかわりを深めることができたと考える人が半数近くを占めています。

取り組みの方針

- ◇ 市民参画で取り組む福祉活動の担い手を広く求めます。
- ◇ 社会参加の機会の充実を図るために、市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	10. 社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。 11. 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。 12. ボランティアやその活動を支援する、寄付行為を含めたボランティアサポーターとして協力します。
地域の人々が 取り組むこと 【共助】	13. 地域の行事などをとおして、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。 14. ボランティア活動の拠点として、いつでも活用できるよう、自治公民館などを広く開放します。 15. ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みをすすめます。 16. 地域活動の充実のため、ボランティア団体の活用を積極的にすすめます。
社会福祉協議会が 取り組むこと 【共助】	17. ボランティア情報センターでは、 ✧ 市内で活動するボランティア団体について周知します ✧ ボランティアの楽しさを伝える取り組みをすすめます ✧ ボランティア活動の実践への支援を行います ✧ ボランティア団体との交流を図り、情報交換を行います ✧ ボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます ✧ ボランティア情報の収集と発信とともに、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能について、両者のニーズを的確に把握し、信頼関係を深めながら、さらなる充実を図ります 18. ボランティア活動に必要な資金を調達する取り組みをすすめます。
行政が 取り組むこと 【公助】	19. ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。 20. ボランティア活動の拠点として、いつでも活用できるよう、校区公民館などを広く開放します。

	21. 市内で活躍するボランティア団体やその活動内容などに関する情報を集約する担当部署のあり方について検討します。 22. NPO 法人を含むボランティア団体との協働事業についての検討をすすめます。 23. ボランティア情報センターに対する支援の充実を図ります。 24. 有償ボランティア制度など、新たなボランティア形態を検討します。
--	---

(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す

■現状と課題

◆ 地域とのかかわりや交流を深めていくことに前向きな市民が多い

市民意識調査では、現在住んでいるところに「住み続けたい」と考えている人が69.4%で、大変高い割合を占め、逆に「住み続けたくない」はわずか5.9%となっています。このことから、市民の多くが、小都市に愛着を感じているのではないかと思います。そして、地域とのかかわりや交流を深めていくことに對し、前向きな市民が多く存在するのではないかと思います。

◆ 地域活動にかかわる機会が持てるような工夫が必要

近所づきあいの程度について、市民意識調査では、「会えばあいさつをするが、それ以上の話はしない」が28.6%、「つきあいがほとんどない」が3.5%となっていますが、その理由として、「かかわる機会や時間がないから」が37.5%で、もっとも高くなっています。地域における助け合い、支え合いの取り組みをすすめていくための第一歩として、地域活動のなかで、「かかわる機会」が持てるような工夫が必要であるように思われます。

◆ 地域活動や行事の活性化に向けた課題が山積

市民ワークショップでは、「地域活動や行事に参加する人が減り、メンバーも固定化してしまっ」、「地域活動や行事への参加の呼びかけは難しい面も」、「地域活動や行事のために積極的に動ける人が少ない」、「新しい住民は地域活動や行事に参加する機会が少ない」、「地域活動のなかで、女性にもっと活躍の場を」、「子どもの地域活動は親次第」、「地域活動や行事において、障害のある人たちに対する配慮が十分ではないかも」、など、分野別課題調査でも、「高齢者がいる世帯では、同居家族がいても、家庭のなかではひとりぼっち。地域の人たちのかかわりが求められている様子」、「多くの子どもたちが地域での活動や行事、交流の場に参加できることも大切」、「障害のある人たちとかかわりが持てる機会があるといいのだが」など、地域活動や行事の活性化に向けた多くの課題が指摘されました。

◆ 誰もが取り組んでいけるような活動の工夫が大切

地域活動への参加の有無については、市民意識調査によると、「活動したことがない」が40.3%で、もっとも高い回答割合となっていますが、その理由をみると、「勤務などの都合で機会がない」を挙げた人が34.2%、「時間がない」が23.4%となっています。地域へのかかわり、地域での交流を深めるためには、現役世代の仕事で忙しい人たちであっても排除されることなく、取り込んでいけるような活動の工夫が求められているようです。

◆ 地域活動への積極的な参加への意識づけが大切

地域において安心して暮らしていくため、市民のひとりとしてできることについて、市民意識調査では、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が49.9%でもっとも高い回

答割合となっていますが、「地域活動に積極的に参加する」は 16.1%にとどまっています。「共助」による取り組みをすすめていくためには、そのための意識の向上が重要な課題となっていると思われます。

取り組みの方針

- ◇ 社会参加の機会づくりとして、自治会や地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図ります。
- ◇ 多様なライフスタイルを尊重しながら、年齢や障害のあるなしに関わらず、多くの人たちが気軽に参加することができる地域活動の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	25. 自治会や各種団体の活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。 ■ 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。(2 節 1-45 の再掲) 26. 子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	27. 自治会や各種団体間で交流や連携を深め、それぞれの活動の活性化を図ります。 28. 地域の活動や行事への参加経験がない人や少ない人が、参加しやすい雰囲気となるよう工夫し、地域活動参加へのきっかけづくりをすすめます。 29. 転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。 30. 地域活動の拠点となる自治公民館について、バリアフリー化に向けた改修などの検討をすすめます。
行政が 取り組むこと 【公助】	31. 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。 32. 地域や自治会で行われている活動や行事について広く紹介します。 33. 地域活動の拠点となる校区公民館などのバリアフリー化を計画的にすすめていきます。

第4節 重点的な取り組み

前節までに示した取り組みの中でも次の項目については、地域福祉の推進にあたっての基盤づくりとして重要と考え、市では重点的に取り組んでいきます。

地域での福祉活動の担い手育成の推進

地域での福祉活動の現場では、民生委員・児童委員などの限られた人たちへ仕事が集中し、負担感が増しているとの声が多く聞かれ、福祉活動の担い手が不足しています。一方で、元気な高齢者のみなさんの存在など、工夫次第で、多くの方々に地域での福祉活動へ参加を促すことができる状況にあるともいえます。

地域での福祉活動への参加を促進していくためには、市内で暮らす人たちが気軽に福祉活動へ参加できるような工夫や、限られた人たちに福祉活動の仕事が集中しないような地域での組織づくりの工夫が、とても重要となります。すなわち、地域での福祉活動を、個人的な思いや気持ちのみに期待するのではなく、誰もが安心して活動に参加できるよう、ルールに基づき組織的に進めていく姿勢が求められます。このような姿勢は、地域福祉を推進していく上で、地域に求められる大切な要素です。

介護や福祉の担い手不足を可能な限り解消していくための取り組みは、適切な福祉サービス提供の観点から重要であるとともに、地域での福祉活動を組織的に進めていく、という意識を地域に求め、醸成していくための大きなきっかけになるものと考え、本計画における重点的な取り組みのひとつとします。

【主な取り組み】

- 2-1-26. 福祉活動の協力者の確保をすすめるなど、民生委員・児童委員などに過度な負担が強いられないよう検討をすすめます。
- 2-1-38. 地域で組織的に実施されている見守り活動や相談支援活動、「ふれあいネットワーク」活動などを推進するための支援を行います。
- 2-1-42. 各小学校区の協働のまちづくり組織に設置される福祉や健康づくりに関する部会との連携や協力関係の構築に向けて検討をすすめます。
- 3-2-19. ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
- 3-2-21. 市内で活躍するボランティア団体やその活動内容などに関する情報を集約する担当部署のあり方について検討します。
- 3-2-22. NPO 法人を含むボランティア団体との協働事業についての検討をすすめます。
- 3-2-23. ボランティア情報センターに対する支援の充実を図ります。
- 3-2-24. 有償ボランティア制度など、新たなボランティア形態を検討します。

虐待防止対策の推進

高齢者や子ども、障害のある人への虐待は、その多くが信頼すべき家族によるものであり、虐待を受けた人にとって、身体的な傷のみならず、心の傷も深刻です。特に親や家族との信頼関係を基本に成長していく過程にある子どもがこうむる心の傷は、大人になってからも、深刻な影響を与え続けるとされています。また、虐待は、弱い立場にある者への、いわれなき攻撃であり、まずもって尊重されるべき基本的な人権を脅かすものでもあります。

虐待の発生を防止していくためには、虐待している人たちやそのリスクが高い人たちへのきめ細かい支援が重要です。同時に、虐待の発生やその可能性を感じさせるような言動に対する地域でともに暮らす人々の「気づき」と、速やかに民生委員・児童委員等や行政機関に連絡する行動が、とても重要となります。すなわち、市民一人ひとりが自発的に、地域のことに関心とかかわりを持ち、安心して安全な暮らしのために実際に行動する、という姿勢を持つことが求められます。このような自発的な姿勢は、地域福祉を推進していく上で、市民に求められる大切な要素です。

虐待の発生を防止していくための取り組みは、人権尊重の観点から重要であるとともに、地域のことに関心とかかわりを持ち、安心して安全な暮らしのために実際に行動する、という意識を醸成していくための大きなきっかけになるものと考え、本計画における重点的な取り組みのひとつとします。

【主な取り組み】

- 2-2-5. 虐待問題について、人権擁護の視点からの啓発を図っていきます。
- 2-2-7. 虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と機能充実を図ります。
- 2-2-8. 地域からの虐待に関する通告に対し、素早く対応できる体制づくりと、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。
- 2-2-9. 虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、
 - ◇地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります
 - ◇要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります
 - ◇自立支援協議会などのさらなる機能充実を図ります
 - ◇地域の各種団体などが行う見守り活動については、各活動分野を越えて、高齢者や子ども、障害のある人などに対するあらゆる虐待を防止する視点を持ってもらう取り組みをすすめます
- 2-2-10. 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。
- 2-2-11. 虐待の被害にあった人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。
- 2-2-12. 虐待の被害にあった人を保護した後、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。

個人情報共有の推進

地域における福祉活動では、訪問や見守りが重要な取り組みのひとつとなっていますが、対象者の選定に当たって、本人や家族の協力を得ることが出来ず、支援が必要との問題意識を抱きながらも、十分な支援に結びつかない事態も生じています。また、そのような現状が、支援する人たちの意欲を低減させる事態にもつながっているようです。このような事態の改善を図っていくため、地域では、情報を共有し、連携を深めながら、訪問や見守り活動を進めていくことが試みられています。その一方で、個人情報保護のもと、活動に必要な情報の提供を受けることが出来ない事態や、地域において情報を十分に共有できない、もしくは、共有する情報の範囲等について、ルールが明確ではなく、困惑しているとの声も数多く聞かれます。

地域において、個人や世帯の情報を共有し、福祉活動に活かしていくためには、個人情報保護の主旨やその考え方について、人権擁護の観点から、しっかりと学び、理解したうえで、十分配慮していくことが重要です。同時に、行政から地域への情報の提供や、地域での情報の共有にあたってのルールが明確ではないために、必要以上に混乱が生じていることから、そのルールづくりが喫緊の課題と言えます。

地域への情報の提供や地域における情報の共有化、また、そのためのルールづくりは、いのちを守る安心安全なまちづくりの観点から重要であるとともに、地域における福祉活動を推進していくという行政の責務の観点からも重要であり、本計画における重点的な取り組みのひとつとします。

【主な取り組み】

- 1－1－34. 自治会や民生委員・児童委員などと、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて検討していきます。
- 1－1－35. 個人情報の管理について、区長や自治会の役員、民生委員・児童委員などを対象とした研修や学習会の充実を図ります。
- 2－1－37. 地域における福祉活動をすすめる際に課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめます。
- 2－2－35. 避難行動要支援者名簿の作成や活用などについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。

第5章 計画の推進にむけて

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。住みなれた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

1 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

支援の必要の有無にかかわらず、市民一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

2 福祉や介護のサービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が福祉活動へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

3 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

4 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、市民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会等と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

第2節 行政による計画の推進

計画を推進するための市の施策については、全庁的な取り組みや、庁内各課が緊密な連携を図る必要があるため、市の施策の進行管理計画を策定していきます。具体的には、地域福祉計画に掲げた具体的取り組みの推進に資するかどうかの観点から各保健福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取り組みについて検討を行っていきます。

また、地域福祉推進の中核的な存在である社会福祉協議会を市の施策を進める上での重要なパートナーと位置付け、社会福祉協議会が予定している地域福祉活動計画の策定に当たっては、市も積極的に参加することで地域福祉計画との連携を図っていくとともに、その地域福祉活動を支援し、協力して事業の実施を検討していきます。

第3節 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、市民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成する会議を設置します。この会議で地域福祉の進捗状況を評価し、ご意見をいただきながら、各種施策の見直しや本計画の推進を図ります。